

水銀を含有する産業廃棄物について

平成29年10月より廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部が改正され、水銀を含有する産業廃棄物（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等）について、従来以上に適切に取扱うことが必要となりました。

	分類	産業廃棄物の種類	廃棄物の具体例
水銀を含有する産業廃棄物	水銀使用製品 産業廃棄物	全ての産業廃棄物	蛍光管（直管型、丸型など）、水銀温度計、HID ランプなど 水銀が使用された製品が産業廃棄物になったもの
	水銀含有 ばいじん等	燃え殻、汚泥、廃酸、 廃アルカリ、鉱さい、 ばいじん（ダスト類）	○燃え殻、汚泥、ばいじん（ダスト類） 上記の廃棄物に含有される水銀の含有量が15mg/kg 以上のもの (水銀の含有量が 1,000mg/kg 以上の場合は水銀の回収義務があります) ○廃酸、廃アルカリ 上記の廃棄物に含有される水銀の含有量が15mg/L 以上のもの (水銀の含有量が1,000mg/L 以上の場合は水銀の回収義務があります)

水銀に関する産業廃棄物の保管基準等について

水銀に関する産業廃棄物（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等）を保管や処理業者に委託する場合は通常の産業廃棄物の基準に加え以下の事項が必要になりました。

〈保管を行う場合〉

◎水銀使用製品産業廃棄物

- ①水銀使用製品産業廃棄物を破碎しないよう、他の廃棄物と区分して保管
- ②水銀使用製品産業廃棄物を保管している旨の掲示板を設置

◎水銀含有ばいじん等

水銀含有ばいじん等を保管している旨の掲示板を設置

〈契約書及びマニフェスト（産業廃棄物管理票）〉

◎水銀使用製品産業廃棄物

- ①契約書の委託する産業廃棄物について「水銀使用製品産業廃棄物」である旨を記載
- ②マニフェストに記載する産業廃棄物の種類について「水銀使用製品産業廃棄物」である旨を記載

◎水銀含有ばいじん等

- ①契約書の委託する産業廃棄物について「水銀含有ばいじん等」である旨を記載
- ②マニフェストに記載する産業廃棄物の種類について「水銀含有ばいじん等」である旨を記載